



キッズサポート

ぱれっと



「合理的配慮」

今年、日本において子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）が発効されてから30年、障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が発効されてから10年の節目の年になります。それぞれが権利の主体であり、基本的人権や権利擁護、意見の表明と尊重、意思決定に対しての支援など様々な事柄についての考え方や、国が責任を持つ形での具体的な取り組みが定められています。

近年では、こども家庭庁が出来た事で子ども全般の施策が一元化されたので、スピード感を持って様々な事への取り組みがなされる事が期待されます。

さて、令和6年4月1日から企業においても合理的配慮が義務化される事はご存じでしょうか？

合理的配慮とは、障害がある事によって引き起こる「社会的なバリア」を取り除く事を、行政・団体・企業に求められています。合理的配慮を求める事は個人のわがままではなく、障害が無い場合に受けられる設備やサービスを、事業者にも過度な負担が無い場合において受ける事が出来る考え方になります。文章で書くとよくわかりませんが、リーフレットには具体的な事例が書かれているので読んで頂ければと思います。

合理的配慮に取り組む中で「対話」が重要とされていますが、私自身は対話をするだけで無く「相手と向き合う」事が大切だと考えています。最終的にはお互いが100%分かり合うという事は難しいからこそ「対話をし続けて向き合い続ける」事で100%に近づけて行く作業をして行きます。

実は、人間関係においてはお互いのズレが発生した時、又はズレに気が付いた時こそ「対話」のチャンスで、お互いをより理解しあう為に向き合うきっかけと考えると、ズレが生まれる事が悪い事では無く、その先の相互理解へと繋がるポジティブな事へと変化をして行きます。

ユニセフ 子どもの権利条約

<https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>

NHKハートネット ゼロから知りたい障害者権利条約

<https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/465/>

内閣府 合理的配慮義務化に関するリーフレット

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/print.pdf

児童通所課 嵯峨憲司

キッズサポートぱれっと

埼玉県狭山市新狭山2-15-7高橋ビル2F

TEL : 04-2936-9460



ホームページ



MELPHIS_INC

2月 ぱれっと活動報告



プログラム活動始めました!!

『対人・余暇・自己・生活』のグループに分かれ、気持ちの伝え方や話の聞き方、タオルや衣類の畳み方のプログラム活動を始めています!



祝日プログラム活動☆



2月12日(月)は
チョコ作りを行い、

2月23日(金)は
カレー作りを行いました!!

担当した所だけではなく、
まだ終わっていない所を
手伝ったりと
皆で協力しながら
両日とも楽しく
クッキングをする事が出来ました☆



おまけ☆彡



2月の1週目に
鬼がやってきました!

「鬼は外～」 「福は内」
と言いながら
必死に逃げ回っています
!(^_^)!

おしらせ

※4月から全曜日17:30送迎になります。
(新1年生は連絡を頂ければ、保護者のお迎えでも可能です)
※始業式(4/8)は16:00送迎になります。

※GW明け頃、面談を予定しております。
その際、HUGの個別支援計画の電子サインお願い致します。

その他の活動は
Instagramから
ご覧ください

